

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(令和4年度第1回)

1 日 時 令和4年9月26日(月)
午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第1会議室

3 出席者

(1) 委員

片山 正明
加藤 隆之
木野 貴夫
佐伯 ヨシ子
堺 美佐子
佐々木 秀智
三浦 信宏
水野 洋子
椋田 實

(2) 市職員

総務管理部次長(兼)財産活用課長	山田 英紀
総務管理部財産活用課長補佐 (兼)財産係長	舟山 祐一郎
総務管理部財産活用課検査係長 (兼)庁舎管理担当主査	安保 博康
総務管理部財産活用課検査担当主査 (兼)庁舎管理担当主査	吉野 俊之
総務管理部財産活用課検査担当	山田 敦

(3) 事務局

市民協働推進部広聴相談課長	石堂 淳一
市民協働推進部広聴相談課広聴担当主査	小川 敬義
市民協働推進部広聴相談課広聴担当	吉本 貴彦

4 議 題

- (1) 本人以外からの収集の制限について（審議事項）
- (2) 個人情報保護制度の見直しに伴う府中市個人情報の保護に関する条例の整備について（審議事項）
- (3) その他

5 議事要旨 別紙のとおり

令和4年度第1回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

〔 資料確認、開会挨拶については省略します。 〕

(会長) それでは次第の2「議題」に入りたいと思います。(1) 審議事項における「ア 本人以外からの収集の制限について」、「庁舎(仮) 駐車場防犯カメラの設置及び管理運用事務」について事務局よりご説明をお願いいたします。

(広聴相談課
広聴担当主査) それでは、お配りしました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、審議事項アに関する諮問理由をご説明いたします。3ページの諮問書をご覧ください。この諮問書のうち審議事項アに該当する部分を朗読させていただきます。第1段落が該当部分になります。

--- (諮問書の読み上げについては省略します。) ---

(広聴相談課
広聴担当主査) 続きまして資料94ページをご覧ください。こちらは「府中市個人情報の保護に関する条例」を記載したもので、94ページに第7条「収集の制限」の規定がございます。こちらの条文は、個人情報を収集する場合は本人から収集することを定めたものでございます。第2項に、例外的に本人以外から収集できる場合として、第9号に本審議会の意見を聞いて、公益上特に必要であると認められたときも、本人以外から収集できるとしております。本件につきましても、この規定により本審議会にご意見いただきたく諮問するものでございます。

それでは、庁舎(仮) 駐車場防犯カメラの設置及び管理運用に関する事務につきまして、担当課からご説明をさせていただきます。

(財産活用課検査
担当主査(兼)
庁舎管理担当
主査) それでは、庁舎(仮) 駐車場に設置する防犯カメラから収集する個人情報につきましてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

それでは、7ページ、「庁舎(仮) 駐車場整備レイアウト図」をご覧ください。本計画は庁舎の建替えに伴いまして、一時的に不足する駐車場や駐輪場、バイク置場の不足を補うため、庁用車、公用の貸出バイク、貸出自転車、職員の通勤用のバイクなどの車両の一時的な保管場所として、府中市本町一丁目11番地1の市有地を整備し、その施設の警備及び防犯体制の強化のため、敷地内に防犯カメラの設置を予定するものでございます。

それではまず、施設の整備内容についてご説明いたします。図面は7ページと書いてある下のほう、図面の左側が、北の方向を指しております。本敷地の東側は大國魂神社に隣接しております。敷地の形状は、市道4-50に4.28メートル接した約800平方メートルの

路地場敷地で、南側奥に二階建ての住宅が2棟と、奥の住宅にお住まいの方が作業場として利用している離れが1棟、その横が民間の駐車場となっております。住宅にお住まいの方と駐車場利用者は、道路まで出入りするのに本敷地を通行しております。

整備内容は図面の中央に「屋根付き駐車場」と記載してあります場所に、車3台の駐車場と洗車場を整備いたします。その右側の「屋根無し駐車場」と記載されているところに、番号が4から9の6台分の駐車場、図面下、中央の住宅の左側に10から12の3台分の駐車場とし、合計で9台分の屋根無しの平置き駐車場として整備いたします。また、10から12の駐車場の左側を、バイク置き場、自転車置き場として整備いたします。施設の整備期間は今年の10月から住宅の解体を開始し、来年の3月に完了する予定でございます。

それでは、続きまして防犯カメラについてご説明いたします。今回、当施設の警備及び防犯体制への強化のため、敷地内に防犯カメラ①、②、③の計3台を、約4メートルの高さに設置を予定しております。左下の写真が防犯カメラ①からバイク置き場、自転車置き場周辺を映すことを想定したときの映像で、映っている住宅は今回整備で撤去いたします。図面中央上の写真が防犯カメラ②から想定される方向の映像で、市道からの出入りを写しております。右上の写真は防犯カメラ③から想定される方向の映像で、映っている既存のガレージの骨組みは今回整備で撤去し、その場所に屋根無し駐車場を整備いたします。なお、カメラに映り込む住宅の出入口や窓につきましては、黒くマスクング処理を施し、映らないようにする予定です。また、関係権利者につきましては、カメラの設置などについて、口頭ではございますが、内諾を頂いている状況でございます。

ページが前後しますが、5ページをご覧ください。ここで1点修正させていただきたいことがあります。第10条の映像データの保存期間は原則として30日と記載してありますが、7日に変更させていただきたいと思っております。

庁舎（仮）駐車場防犯カメラの設置及び管理運用に関する取扱基準（案）について、のところを修正させていただきたいと思っております。

カメラの解像度は約210万画像程度で、映像の記録はSDカードなどの可搬記録媒体を予定しています。また、可搬記録媒体につきましては、適正な管理運用を図るため、管理責任者を置き、映像データの漏えい防止に努めるものいたします。

カメラの設置は本審議会の了承を得られた後、発注し、運用開始は来年5月のゴールデンウィークの4月29日を予定しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様方からご意見・ご質問等をお願いいたします。

(委員) 1点確認したいのですけれども、5ページ目からの基準で、これ

「案」となっていますけれども、どういうプロセスで決まるものなの
でしたか。ここで決めるのですか。

(財産活用課検査
担当主査(兼)
庁舎管理担当
主査) 今、案を出させていただいておりますけれども、この審議会をもつ
て、案を取りたいと思います。

(委員) では、案を決めて、その後、駐車場につけてよいかどうかという話
をすると、段取りとしてはそのような流れでよろしいでしょうか。

(財産活用課検査
担当主査(兼)
庁舎管理担当
主査) おっしゃる通りです。

(会長) よろしいですか

(委員) 分かりました。

(委員) この庁舎の駐車場に関してのみの取扱基準ですね。

(財産活用課検査
担当主査(兼)
庁舎管理担当
主査) そうでございます。

(委員) 防犯カメラはいつもこのように、取扱基準をその都度決めていまし
たか。今回初めて、私も2年ぐらいしかやってないけれど。特別に何
か基準を定めていましたか。

(広聴相談課
広聴担当) 前回の会議でも諮問事項にございましたが、防犯カメラの取扱いに
関しては統一基準というのを作っておりませんので、個々のケースに
応じて作成して、審議会に諮らせていただいております。ですので、
審議会でも以前にお諮りさせていただいたこともございます。

(委員) 今回は、このように新たに当物件に関してのみ適用する基準をつく
るということですか。

(広聴相談課
広聴担当) はい、個々に作る。

(委員) 何か理由があるのですか。要するに、従来の統一基準では適用がで

きないようなものがあるのですか。

(広聴相談課
広聴担当) 統一基準自体、市として、庁内全体としての基準が今、作っていない状況になりますので、個々の設置に当たっては、基準を個別に定めているところになります。

(委員) 従来からそういうやり方ですか。

(会長) 恐らくそうだと思います。

(委員) そうですか。

(委員) 今気づいたのですけれども、仮ということはいつか撤去するという解釈でよろしいのでしょうか。

(財産活用課検査
担当主査(兼)
庁舎管理担当
主査) あくまで庁舎の建替えに伴いまして、一時的な保管場所として整備いたしますので、その間だけ防犯カメラの設置を予定しております。

(委員) 仮だとすると、撤去時の、例えば電子媒体など、そのときの情報やその処理方法など何か基準みたいなのはおありなのでしょうか。例えばどこかで再利用するとか、行政によって全て物理的に消去するなど、そういう何か基準的なものはございますでしょうか。例えば民間ですと、そういう電子媒体という物理的に削除するとか、同じようにSDカードでも簡単に抜けてしまうものなので、そういう処理方法など何か基準があれば教えていただきたいと思います。

(財産活用課
検査担当) 現状使用は5年程度を想定しておりまして、実際5年後、防犯カメラ自体そのものが稼働であったとして、現状ではその後の利用ということは今現状では考えていません。仮にカメラ自体を処分することになりましたら、物理的にSDカードなどの可搬記録媒体につきましては、物理的に消去するという形を考えております。以上です。

(委員) ありがとうございます。

(会長) よろしいですか。他にございますでしょうか。そうしましたら、異議がないようでしたら、本審議会としては、本人以外からの収集の制限について認めるということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) では、本審議会としては認めることといたします。どうもありがとうございました。

続きまして、審議事項「イ 個人情報保護制度の見直しに伴う府中市個人情報の保護に関する条例の整備について」、事務局よりご説明をお願いします。

(広聴相談課
広聴担当主査)

では、審議事項イについてご説明をさせていただきます。

まず、諮問事項イに関する諮問理由をご説明いたします。再び3ページの諮問書をご覧ください。この諮問書のうち、第2段落の部分が審議事項イに該当する部分でございますので、こちらを朗読させていただきます。

「また、個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）が改正され、個人情報の取扱いに関する規律が国により統一化されることとなりました。これに伴い、地方公共団体は、令和5年4月1日から、改正後の法に従い個人情報保護を行っていくこととなります。その対応として、別紙資料のとおり、法を施行するために必要な事項を定めるよう条例を整備することについて、諮問いたします」。

続きまして、8ページの資料2をご覧ください。「個人情報保護制度の見直しに伴う条例の整備について」、順次ご説明いたします。

まず1「趣旨」についてご説明いたします。令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、個人情報の取扱いについて、これまで民間、国の行政機関、独立行政法人等に対してそれぞれ個別に定められていた3つの法律が改正後の「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」といいます。）に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても見直され、法による全国的な共通ルールが適用されることとなりました。

この見直しに伴い、令和5年4月以降、個人情報保護制度については、法に基づき国の個人情報保護委員会の監視の下、一元化された取扱いとなりますが、法の施行に必要な一部の事項については、地方公共団体の条例において定めることができるとされております。これに伴い、本市において、関連条例の整備を実施します。

続きまして、2「個人情報保護制度の見直しに伴う主な変更点」についてご説明いたします。ここでは主に法改正による変更点をご説明いたします。

(1) 対象となる実施機関の範囲。法の対象となる実施機関が市長及び各行政委員会となり、議会が対象外となります。議会は、別途、条例制定等の対応をすることとなります。

(2) 個人情報の定義。個人情報の定義が、生存する個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものとされ、死者の個人に関する情報は対象外となります。本市では、死者の個人に関する情報の取得、保有、提供の扱いについて、生存する個人に関する情報に準ずる旨を別途規定します。

(3) 個人情報の取得、保有、提供に係る独自の規定。法により個人情報の取得、保有、提供に係る規制がなされることから、独自の規制(収集の制限、収集の禁止、電子計算組織の結合の制限)はできないこととなります。

(4) 自己情報開示等の請求にかかる代理人。本人に代わって開示等の請求ができる者として、未成年者または成年被後見人の法定代理人のほか、任意代理人が加わります。

(5) 開示決定の期限。開示決定の期限を、これまで開示請求があった日から10日以内としていましたが、開示請求があった日から30日以内となります。

こちらにつきまして、1点口頭で補足をさせていただきます。法では条例に規定することにより、開示決定の期限を30日より短縮することが可能とされています。しかし現状において、開示決定期限の10日より延長をする事案が生じていることから、本市では開示決定期限の短縮は行わないことと考えております。

では続きまして、資料に戻ります。

(6) 個人情報ファイル簿の作成及び公表。市の事務において千人以上の個人情報を検索できるように体系的に構成したものを保有している場合は、新たに個人情報ファイル簿を作成し公表することとなります。

(7) 情報公開・個人情報保護審議会の役割。情報公開・個人情報保護審議会は、条例改正時や定型的な事例の運用ルール作成時などにご審議いただくことになり、個人情報の取得、保有、提供に係る個別の事案の審議は行わないこととなります。個別の事案は、担当課が広聴相談課に事前協議し、必要に応じ広聴相談課より国の個人情報保護委員会に照会します。

(8) 個人情報保護委員会による監視。国の個人情報保護委員会は、市に対して指導・助言・勧告等を行うことができ、市は、百人以上の個人情報漏えい時などには、当該委員会へ報告する義務があります。

続きまして、3「条例の整備」につきましてご説明いたします。本市では、府中市個人情報の保護に関する条例(以下「現条例」といいます。)を廃止し、新たに、府中市個人情報の保護に関する法律施行条例(仮称。以下「施行条例」といいます。)を制定します。施行条例に規定する主な事項は、次のとおりです。

(1) 定義。施行条例において使用する用語として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を「実施機関」として定義します。また、「実施機関」以外の用語については、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例による旨を規定します。

(2) 個人情報を取り扱う事務の届出。個人情報を取り扱う事務の届出に関する制度を継続します。

(3) 不開示情報。法第78条第2項の規定により、情報公開条例

との整合的な運用を図るため、情報公開条例において開示としている情報又は不開示としている情報を条例で追加することができます。

本市では、不開示情報として、府中市情報公開条例第7条第7号の不開示情報（第三者から公にしないという条件で任意に提供された情報）を追加します。

（4）手数料等。開示等に係る手数料は、無料とします。また、自己情報の写しの交付を求める者に対し、当該写しの作成に係る費用を実費として負担していただくこととします。

（5）審査請求。開示決定等に係る審査請求について、府中市行政不服審査会においてこれまでと同等の調査が可能となるよう規定します。

（6）府中市情報公開・個人情報保護審議会。府中市情報公開・個人情報保護審議会は、法第129条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときに市の実施機関が諮問する機関とします。

（7）運用状況の公表。年1回以上、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表することとします。

続きまして4「その他」についてご説明いたします。

（1）条例要配慮個人情報の扱い。法第2条第3項で定める要配慮個人情報（人種、社会的身分、病歴、犯歴等）に加え、地域の特性等に応じ、条例で要配慮個人情報を定めることができるとされています。本市では、法で定める要配慮個人情報に、現条例で定める要配慮個人情報が含まれることから、施行条例において、追加の要配慮個人情報は定めないこととします。

こちらにつきまして、1点口頭で補足をいたします。近隣市ではLGBTなどの設定を検討している自治体がありましたが、現段階では条例要配慮個人情報について導入する自治体はないと聞いております。以上で口頭の補足を終了いたします。

続きまして、資料に戻りまして、（2）行政機関等匿名加工情報の扱いについてご説明します。事業者等から新たな産業の創出や豊かな国民生活の実現に資する事業の提案があった際に、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し復元できないようにした行政機関等匿名加工情報の作成・提供ができることとされています。本市では、施行条例施行時の本制度の実施を見送り、実施が義務づけられている都道府県、指定都市の状況を確認しつつ課題等の検証を行います。

こちらにつきましても、1点口頭で補足をいたします。こちらの導入について、近隣他市では各市の条例施行時に制度を実施する自治体がないということは聞いております。以上で口頭の補足を終了いたします。

続いて、資料に戻りまして、（3）府中市情報公開条例の一部改正。府中市情報公開条例において、自己情報について本人からの申出があったときに任意的な開示ができる規定がありますが、法に同等の規定

があるため、当該規定を削除します。

続きまして、11ページお開きください。11ページから13ページにつきましては、個人情報保護委員会が作成した制度見直しの全体像等に関するものでございまして、参考として添付しているものでございます。こちらの資料については、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。そうしましたら、委員の皆様方、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員) 2点確認させていただきたいのですけれども、まず資料の2番というか、全体の8ページのところになるのですが、亡くなられた方の個人情報について、市独自の規定を作ることなのですか、これ、何か事情があるのでしょうかというのが1点です。

あと2点目、全体の9ページ、実施機関の定義のところ、例えばこの委員会の、12ページなどでいいますと、実際に市町村によっていろいろな団体があって、それを入れる、入れないというので不統一なところが問題だったと思うのですけれども、府中市はそういった特殊な関係団体・機関というのはあるのでしょうか。その2点確認させてください。

(広聴相談課長) 1点目は死者の個人情報の関係ですけれども、従来、本市の個人情報保護の条例につきましては、生存する個人という条件付けがされていない条例になっておりまして、死者情報についても含まれていると解釈できるようになってございますので、死者の個人情報についても生存する者と同様に、取得や保有や提供の扱いについて、条例上の規制がかかっているという状態でございます。今後、法になりましたら、生存する者のみに限定されるということになり、死者について今後も同様に必要な措置を、各自治体取りたいのであれば、別途定めていいですよというのが国から伝えられておりますので、引き続き、同等の取扱いをするよう、この条例の中に入れることはできないのですけれども、別途定めることを予定しているところでございます。

それから実施機関でございますけれども、こちらも現条例で規定している実施機関、議会以外は同じものを規定しておりまして、本市では実施機関として、ここに記載しているものが全てということになります。以上でございます。

(委員) ごめんなさい、確認ですけれども、死者の部分というのは、要するに条例に置けないので内規として置くということになるのですね。

(広聴相談課長) そういう想定でございます。

(会長) すみません。他にはいかがでしょうか。

(委員) 9ページのところで、個人情報保護審議会の役割、その下に「個人情報保護委員会による監視」というのがありますよね。例えば具体的に言うと、今までの委員会の審議と、どんなものがどう変わるのでしょうか。例えば今まで防犯カメラが結構多かったですよね。こういうものは、ここでの審議がなくなるということでしょうか。

(広聴相談課長) 今の防犯カメラの事例に即して、説明させていただきます。こういう個別の案件を審議会でやるというのはできなくなってしまいます。今の防犯カメラの事例でも原則本人から取得するというのを、例外的に審議会の意見を聞いて、本人以外から取得することができるという部分で、条例上は、審議会が公益上必要と認めるかどうかというところの意見をもらうというところが定められております。公益上必要だと、審議会でご判断頂ければ、それをもって市としても対応していくことになっています。

先ほどの議論ですと、どちらかというところ、安全管理措置側のご意見を頂いたかと思うのですが、条例上の立てつけとしては、こういった安全管理措置の部分というのは、前提としてできている上でこういったところに防犯カメラを置くというのが、公益上必要かどうかというところをご判断頂くというのが、条例の規定になります。

その部分については、今後は法律の中で、個人情報を取得したり、保有したりするというのが利用目的の達成に必要な範囲と定められたところであり、この範囲であれば取得していいですし、そうでなければ取得してはいけないということになるのですけれども、こういった部分を審議会で諮るというのは、今後はできなくなります。市として基本的に判断するのですけれども、迷うようであれば国の個人情報保護委員会、国の第三者機関として専門知識が集約された機関になってございますので、そこに聞いてくださいということになってございます。そういった対応をすることで、各自治体のばらばらの取扱いを極力なくそうというのが、今回の国の考え方の方でございます。

その上で、この審議会は、では何ができるのかということですが、先ほど防犯カメラの取扱基準というのがありましたけど、全庁的なものが本市には現在ないということで、これまで個別に防犯カメラを諮っていただいたと思うのですが、例えばこの取扱基準の全庁版をこういう考え方で作りたいですと、こういう個別の事案ではなくて、定型的なものの全体ルールみたいなものは諮っていいですと国から言われています。防犯カメラの例で言うと、こちらの取扱基準を全庁的な取扱いでこのように定めることを市として考えていますけれどもいかがでしょうかという諮り方はオーケーです、そのようなことになってございます。

審議会の役割については、個別の事案は基本的には、やってはいけ

ないと、そこについては国で統一的に委員会で判断するということになっていきますので、そのような状況の中では、どの程度のところまでお願いできるかというところは、こういう法律にのっとった形にしながら、いろいろ研究をする中で考えていきたいと現時点では思っております。以上でございます。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(委員) 新しい審議会というのは、かなり専門家といいますか、専門知識を有した人でないとできないことになりますか。そうするとこの審議会のメンバーは変わるのでしょうか。

(広聴相談課長) 法の文章ですと、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づいた意見が特に必要であるという場合となっているのですけれども、現在国から示されているのは、専門家だけで構成しなければいけないかということ、そういうことはないと言われています。今の審議会のメンバー、自治会の方の代表ですとか、あるいは公募市民の方ですとかにお願いしてはいますが、専門家以外の方々も含むことは構わないということになってございます。今のメンバー構成はバランスが取れていると認識しておりますので、この構成を維持する形で今後もやっていきたいと考えております。以上でございます。

(委員) 私は、専門的な知識は全然ないので、難しい感じで、恐縮なのですが、よろしいのでしょうか。

(会長) 大丈夫です。法律だけを読むと、地方公共団体のところは最初よく分からなかったのですよ。結局、蓋を開けてみたら、あまり地方公共団体ではやれることがないことになっていました。法でがっちり固めるから、簡単に言うと、国で引き受けるから、基本的には地方公共団体でやらないでという仕組みになってしまっていたというのが現実だと思うのです。法律自体読んでも、そんなにはっきり分からないです。ところが、個人情報委員会がいわゆる法律ではなくて、地方公共団体に伝えてきている指示からすると、かなり厳しくて、先ほども出ていましたけれども、個人情報の定義も死者は含めては駄目など、もう法律でそうするのだから、条例ではやらないでくれということになっていますね。法律をただ読むこと自体では、読み切れないのですよね。地方公共団体でできるところが少なくなっているところがございます。

先ほどご質問があったのは、個別のケースを判断しないでというのは、個別のケースを判断するとなると、当該事案が法律をクリアしていますかということ、例えば防犯カメラで、この設置は法律で定めてあることを、今度我々が審議するとなると、それは条例ではなく、法の解釈に触れるのだからタッチしないでくれという話だと思うのです。

よね。法の適用とか、法の解釈、役割のところはやらないでくれということなので、それを除いて何ができるのかというのは、府中市だけではなくて、各地方公共団体も悩んでいるところです。

先ほどもう1つ質問があった点で、すごくよく分かるのは、結局個別具体的なケースは審議会で審査できないですね。他方、専門的すぎるような、この内規でいいのですかなど、そういうことばかりができるということになってきてしまうと、なかなか専門外の人には分からないと思うのですね。だから、今後審議会がどういう方向で取り組んでいけばいいのか難しいのかなというのは、私自身すごく感じます。

他にいかがでしょうか。

(委員)

直接この審議会と関係ないと思うのですが、いつも気になるのは、私は自治会関係なのです。そうすると、自治会の規模にもいろいろあって、例えば1,000人を超える規模もあれば、30人ぐらいの規模もある。その中で個人情報の取扱いというのは、防災に関してはここまではいいのかと、つまり家族構成だとか、いわゆる家族の状況ですね。それが今、議論になっている状況なのです。これは府中市がやっている、これは国がやると言っているのですが、要配慮者の問題ですね。そういう防災時の要配慮者に対する情報を吸収していいのか悪いのかというのが、やっている自治体もあれば、ちょっとストップかけているところもあればという状況なのです。

この審議会と直接関係ないのですが、もともと今度の改正による個人情報保護法でいうと、そういう規模の問題というのはやはり従来どおりの規模という話で、それよりも小さい規模の組織というのは適用外と考えるのか、準ずると考えるのか、そういうところはどのようなのでしょうか。直接これ関係ない気がするのですが。

(広聴相談課長)

私の知る範囲ですが、まず今日お示ししているのは、あくまで公、市役所等を規制するものですが、こういうものではなくて、個人情報保護法の中に民間の規制というものがあまして、それは個人情報取扱事業者という考え方で書いています。個人情報取扱事業者というのは、規模の大小は今なくなっていて、検索できるように仕組まれた個人情報を持っているかどうか。だから検索できる状態の個人情報を持っているようであれば、個人情報取扱事業者になり個人情報保護法にのっとった取扱いをしなければいけないということになります。例えば個人情報を取るときは、団体としてしっかりと本人の同意を得る、外部に出すときは、本人の同意を得て出すなど、原則としてそういう制度にはなります。

ただ、自治会などは、災害時の要配慮の個人情報などは、例えば市から提供している例もあるかなと思っています。この審議会でも外部提供していいですかというところで諮っていたこともあると思います。市との関係の中では、外部提供していいという事例にはなっているものになります。あと、今回、国側の法改正をしたときの理由づけの1

つの中に、2000個問題という言葉が入っていましたがけれども、各自治体で条例はそれぞれ違って、災害時に必要な個人情報を利用するのに、各自治体でばらばらだったという反省点があるというのが、この2000個問題という言葉ですから、統一的な考え方で個人情報の保護と提供というのを考えるというところが理由にはなっていたところでございます。

(委員) 今ので、ちょっといいですか、もうちょっと聞いて。すみません。先ほど言った、府中市と契約をしてというのは、あれはうちなどでもやっているわけですがけれども、結構厳しすぎて、例えば会長以外に公開してはならないという話の実態的に合わないというのがあって、いつもお話しは出るのだけれども改正されないから、内部である程度、部分公開しているところになってしまうのですね。それが1点あります。

それともう1つ、最近この2年間の動きとしては、包括、あるいは関係する組織、開示をする府中市の内部で、会社の数はいっぱいあると思うのだけれども、そういう人たちに府中市との間で契約してといいますか、お願いをしてというか、災害時の関与をお願いするということを今、進めているはずなのです。私も時々、会議に出るのだけれども、いつも困るのが個人情報なのです。いろいろなことが書いてあって、こういうものを集めていいのかどうかという話になると、先ほどの話だと、規模は関係ないので、それもやはり引っかかってくることになるのです。皆さん、いつもそこでストップかかってしまう。困っている。実際にはやっちゃっているところもあれば、やはりまずいのではないかとやめるときもあるし、これは民間業者もそうですし、包括等も同じ。包括はどちらかという法律で定められているから、それなりにきちりできているのかなという気はする。そのようなのが現状だと思うのです。

今、この結論は何でもないです。そういう話をちょっと頭の中に入れておいてもらって、関係機関、多分コミュニティ課の担当になるのかな、府中市のコミュニティ課の関係、そこら辺を調整していただければ大分助かりますねということですね。今度、法律が変わっても内容は変わる必要もない。

(委員) 質問なのですけれども、先ほど、その他のところでお話があったかと思うのですが、LGBTのことについて府中市は公開しないというような説明があったかと思います。ほかの市ではそういうことがされているのかどうか。今、私、児童生徒に関わることをしているものですから、子どもたちや行政などから言葉が非常に多く出ます。府中市が公開しないのは、今、それはいいのですけれども、ほかの市ではどんな形で公開しているのでしょうか。もし分かることがあれば教えてください。

(広聴相談課長) これは個人情報の範疇に入っていますので、基本的には本人以外に公開されることは、どこの市でもないはずでございます。また、先ほどの要配慮個人情報というところで、国の法律で決まっていますのですけれども、それに自治体として条例で追加できますよというのがあるのですけれども、その中でLGBTとか生活保護とかを、要配慮個人情報として追加することを検討していた自治体はあったのですけれども、個人情報保護委員会などに問合せ等する中で、今現在は、東京多摩地域の自治体の中で条例要配慮個人情報を定めようという自治体はなくなってきているということになっております。以上です。

(委員) 9ページのところの3の(3)不開示情報のところなのですけれども、独自に追加するというのはどういうものでしょうか。第三者から公にしないという条件で任意に提供された情報を追加するというのはどういう趣旨なのかなど。

(広聴相談課長) 今回、自己情報の開示請求も法律でどのようにするかというのが決まるわけなのですけれども、そのときに開示するといっても、全てを開示するのではなくて、一部不開示の部分が定められております。その際、国のほうで、市の情報公開条例と整合性を市の条例で取ることは構わないというのが出されておまして、府中市の情報公開条例と見合わせたときに、第三者から公にしないという条件に提供された情報については、法律でサポートされていませんでしたので、それも府中市としては、自己情報開示のときに出さない情報として条例で追加させていただいて、情報公開条例の整合性を取りますという趣旨でございます。

(委員) 実際に何件かこういったケースはありますかでしょうか。

(広聴相談課長) 実際にはほとんどないと思います。実際に条文で不開示というのは、ほとんどこれまで例はないと。

(委員) 先ほどのお話で自治会の名簿などそういうような。

(広聴相談課長) 第三者から外に出さないでねと言われて、もらった情報ということになりますので、そういう情報があればということになります。

(委員) 結構条件つけること出さないことを求める例はあるのですか。

(広聴相談課長) ほとんど例はないです。あと思い付くのは、例えば病歴とかを第三者から取ったときに、本人に告知していないことなど、それは本人に出さない。基本的にはほぼないのですけれども、現行の情報公開条例にはこの条文が入っていますので、その整合性を図ったものでございます。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(委員) 狛江市の広報で、狛江市の場合は新しい条例を市民に公開して、パブリックコメントを集めるということをしていましたけれども、府中市はそういうお考えはありますか。

(広聴相談課長) 府中市では、パブリックコメントは予定していないところでございます。というのも今回、根幹となる部分が法で決められてしまっておりまして、その法の定める範囲内で条例を制定するという事になっておりますので、そういったところもありますので、本市のパブリックコメントの対象にはならないということで実施をしないことしております。

(委員) スケジュール的にはどういふようになるのですか。ここでやって、その後最終的な条例になるというのはいつぐらいの計画、スケジュール的なところでしょうか。

(広聴相談課長) 法の施行が来年4月となっておりますので、全国の自治体は4月までに実施しなければいけないということになるのですけれども、スケジュールとしては12月の議会にご提示させていただいて、そこで可決をいただければ、残りの3か月間については、事前準備の期間として充てていきたいと考えております。

(委員) 次年度から実施ということで。

(広聴相談課長) そうです。

(会長) 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
そうしましたら、本審議会としては認めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) それでは、個人情報保護制度の見直しに伴う条例の整備について、認めることといたします。
これで全ての内容、諮問が終わりました。諮問に対する答申書は、後日、私が文面を作成し、委員の皆様にご確認頂いた上で提出したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) 続きまして、次第の3「その他」について、事務局から何かござい

ますでしょうか。

(広聴相談課
広聴担当)

事務局からご連絡いたします。今回の開催に当たりまして、審議会委員の報酬の支払いに当たって、委任状を開催通知と一緒にお渡しさせていただいております。こちら、お帰りの際に事務局までご提出いただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

(会長)

他にございますでしょうか。

(質疑なし)

(会長)

それでは、これをもちまして本日の審議会、閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。